

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所旅費規程

平成17年4月1日

17規程第34号

改正 平成18年4月1日18規程第9号

改正 平成27年4月1日27規程第70号

改正 令和元年11月1日 規程第7号

改正 令和5年8月1日 5規程第27号

改正 令和7年4月1日 7規程第17号

改正 令和8年4月1日 8規程第19号

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の役員及び職員（以下「職員等」という。）が研究所の用務のため旅行するときに支給する旅費に関し必要な事項を定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 研究所が職員等及び職員等以外の者に支給する旅費については、別に定めがない限り、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張職員等が研究所の用務のため一時その在勤事務所を離れて旅行し、又は職員等以外の者が研究所の用務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員等がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事務所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員等がその転任に伴う移転のため旧在勤事務所から新在勤事務所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員等が退職し、又は死亡した場合において、その職員等若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 内国旅行にあつては職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にする者をいい、外国旅行にあつては職員等の配偶者及び子で職員と生計を一にする者をいう。
- (7) 遺族 職員等の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。

- (8) 在勤地 在勤事務所から8 km以内の地域をいうものとする。
- 2 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあっては、これに準ずる地域をいう。

（旅費の支給）

- 第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。
- 2 職員等が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。
- (1) 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（解雇を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員等
 - (2) 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
 - (3) 職員等が出張又は赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員等
 - (4) 職員等が出張又は赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
- 3 職員等以外の者が次の各号に該当する場合には旅費を支給する。
- (1) 研究所の依頼に応じ用務に従事するため旅行するとき
 - (2) 研究所の負担において旅行させる必要があるとき
- 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。但し、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について、この規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊費の額をそれぞれこえることができない。
 - (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について、この規程により支給を受けることができた転居費の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
 - (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について、この規程により支給を受けることができた額の範囲内の額
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災、宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由による事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。
- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券等の切符額で当該旅行について購入したもの（以下「切符額」という。）を含む。以下次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、この規程の

規定により支給することができる額（但し、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。）

- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符額については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額。）を差し引いた額（但し、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。）

（旅行命令等）

第4条 職員等又は職員等以外の者の旅行は、理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては用務の円滑な遂行を図ることができない場合、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更（取消を含む。以下同じ。）をする必要があると認める場合は、これを変更することができる。
- 4 削除
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合は、すみやかに旅行命令簿を当該旅行を命ぜられた者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令権者の発する旅行命令等（変更を含む。）を受けた職員等は、旅行申請書に当該旅行に関する事項を記載し、旅行命令権者に提出し、決裁を受けなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ鉄道運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 6 削除

- 7 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 8 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について、実費により支給する。
- 10 着後滞在費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について、支給する。
- 12 削除
- 13 渡航雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合について、支給する。
- 15 削除

(旅費の計算)

第7条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(旅費の計算(旅行日数))

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。但し、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400km、水路旅行にあっては200km、陸路旅行にあっては50kmについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項但し書きの規定により通算した日数に1日未満の端数が生じたときは、これを1日とする。

(旅費の計算(同一地域滞在中の日当計算の減額))

第9条 旅行者が同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における宿泊費及び宿泊手当は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日をこえる場合には、その越える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を越える日数について定額の10分の2に相当する額(外国旅行についても同じ。)を定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(旅費の計算(調整))

第10条 1日の旅行において宿泊費又は宿泊手当(家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊費又は宿泊手当を支給する。

(旅費の計算(区分計算))

第11条 旅行中における年度の経過、職務の級の変更のための鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及び

それ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は旅費請求書に必要な書類を添えて、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（平成17年規程第7号）に規定する出納命令役に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に旅費の精算を行うものとする。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下、この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 役員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 削除
 - 3 削除

(船賃)

第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 役員については、上級の運賃
 - イ 職員については、中級の運賃
 - ウ 削除
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 役員については、上級の運賃
 - イ 職員については、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 用務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃の

ほか、現に支払った寝台料金

(5) 役員が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第15条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により国内を移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 旅費の精算にあたっては、現に支払った額を証明する書類（領収書）を添付するものとする。

(車賃)

第16条 車賃の額は、必要に応じ現に支払った旅客運賃等による。

第17条 削除

(宿泊費)

第18条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(宿泊手当)

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、その額は、一夜につき2,400円とする。

(転居費)

第20条 転居費の額は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その支給については、次の各号に掲げる額による。

(1) 役職員が赴任する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じて現に支払った額

(2) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下本条において同じ。）とともに移転又は家族とともに移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任の後、家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算出した額

(3) 削除

2 削除

3 旅行命令権者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

（転居費の調整）

第20条の1 次に掲げる経費は転居費の支給の対象外とする。

(1) 役職員及び家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下本条において同じ。）の交通費

(2) 挨拶代、宿泊代等着後に要する経費

(3) ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石、植木のように、個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用

(4) 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用

(5) 荷造、荷解に係る追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加作業員に係る補助車両費を含む。ただし、身体の故障等により自力での荷造、荷解ができないと理事長が認めた場合は除く。）

(6) 工事、設置等に係る追加費用（エアコン、暖房器具、ガス器具、洗濯機の取外し・取付けに係る工事費用は除く。）

(7) 家具、家電等の購入費及びレンタル料

(8) 家電リサイクル費用、不要品等の回収費用及びハウスクリーニング等の原状回復費用

(9) 荷物を一時保管する場合の追加費用

(10) 敷金、礼金、仲介手数料及び民間賃貸物件の下見に係る費用

(11) 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代

(12) 家族の転園、転学等に要する費用

(13) 官公庁への諸手続きに要する費用

(14) その他、理事長が転居費になじまないものとして認める費用

2 転居費の支給を受けようとする者は、次の各号の書類を出納命令役に提出しなければならない。

(1) 転居に要する最低限の実費であることを証明する書類

(2) 転居に要した全ての経費についての領収書の原本

(3) 転居費精算金額確認書（様式第1号）

3 転居費の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 引越業者と契約する場合は、原則として、2社以上から最も安価なプランで見積

りを行い、最も安価な金額を提示した業者へ依頼すること。

- (2) 引越繁忙期に引越を行う場合や引越業者が少ない地域に居住している場合等、見積りを2社から徴することができないときは、メタサーチサイトによる検索等を行い、対応可能な業者が2社未満であること及び検索等の結果依頼する業者の価格が最も安価であることが確認できる資料を提出すること。
- 4 転居費の支給を受けようとする者が、次の各号に該当する場合は、各号に掲げる金額を転居費として支給する。
- (1) 自らの意思により、最も安価な金額を提示した引越業者以外に依頼する場合又は最も安価なプラン以外で引越を依頼する場合にあつては、最も安価な金額を提示した引越業者の最も安価なプランの見積り額を上限とした額
 - (2) 引越業者へ依頼せず、宅配便やレンタカー等を利用して移転を行う場合にあつては、領収書等に基づく実費
 - (3) 引越業者へ依頼せず、宅配便やレンタカー等を利用して移転を行う場合であつて、引越業者へ依頼するよりも実費が高額になる場合にあつては、引越業者へ依頼した場合の金額を上限とした額
- 5 転居費の支給を受けようとする者が、支給に必要な書類を提出できない場合、転居費の支給はしない。

(着後滞在費)

第21条 着後滞在費の額は、第19条の宿泊手当の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊費定額の5夜分に相当する額による。

2 次の各号に掲げる場合の着後滞在費の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれの当該各号に規定する額。

- (1) 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員宿舍又は自宅に入る場合には、第19条の宿泊手当の2日分及び宿泊費定額の2夜分に相当する額
- (2) 削除
- (3) 削除

(家族移転費)

第22条 家族移転費の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、家族を旧居住地から新居住地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における家族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊費、宿泊手当、及び着後滞在費の3分の1に相当する額。但し、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の

2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除く外、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、家族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額をこえることができない。
- (3) 第1号アからウまでの規定により宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 職員等が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、家族移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前項の規定を適用する。

第23条 削除

第24条 削除

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第25条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、転居費料、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない。但し、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100km、水路50km又は陸路25km以上の旅行の場合には、第13条、第14条又は第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除く外、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される宿泊手当の2分の1に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (3) 赴任を命ぜられた職員が、職員宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、転居費3分の1に相当する額（家族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の転居費。但し、当該転居費の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 削除

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員等が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
- ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令を受けた日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費
- イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場

合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

- (2) 職員等が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員等が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員等が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序による。但し、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(帰郷旅費)

第28条 職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合は、前職務相当の旅費を支給する。

第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃)

第29条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 役員、事務職7級以上又は研究職5級相当以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 事務職6級又は研究職4級相当以下の職務にある者については、最上級の直近位の級の運賃

(2) 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 役員、事務職7級以上又は研究職5級相当以上の職務にある者が用務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(5) 用務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第30条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員についてはその階級内の最上級の運賃、事務職7級以上又は研究職5級相当以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、事務職6級又は研究職4級相当以下事務職2級又は研究職1級の45号俸相当以上の職務にある者については事務職7級以上又は研究職5級相当以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、事務職1級又は研究職1級の44号俸相当以下の職務にある者については最下級の運賃

イ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、役員についてはその階級内の上級の運賃、事務職7級以上又は研究職5級相当以上の職務にある者については中級の運賃、事務職6級又は研究職4級相当以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、役員についてはその階級内の上級の運賃、その他の者については下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 役員、事務職7級以上又は研究職5級相当以上の職務にある者が用務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 用務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第31条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 役員及び事務職7級以上又は研究職5級相当以上の職務にある者が移動するとき並びに職務の級が事務職5級以上又は研究職4級相当の職務にある者が一の区間において8時間以上の移動をするとき（以下「特定航空移動」という。）
最上級の直近下位の級の運賃

イ 削除

ウ 事務職4級又は研究職4級相当以下の職務にある者が一の区間において24時間以上の移動をするときアに規定する運賃

(2) 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 役員、事務職 7 級以上又は研究職 5 級相当以上の職務にある者が移動するとき並びに事務職 5 級以上及び研究職 4 級相当以上の職務にある者が特定航空移動するときは、上級の運賃

イ 事務職 4 級以下又は研究職 4 級相当以下の職務にある者については、下級の運賃

- (3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (4) 役員が用務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃は、必要に応じた実費額により支給する。

(宿泊費及び宿泊手当)

第 3 2 条 宿泊費及び宿泊手当の額は、宿泊費においては国家公務員等の旅費支給規程(昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号)の別表第二の二、宿泊手当については別表第三の二による。この場合において、「指定職職員等」とあるのは「役員」と、「職務の級が十級以下の者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。。

2 第 2 9 条第 5 号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊費の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた第 1 項の定額の 1 0 分の 7 に相当する額とする。

3 削除

4 第 1 8 条第 2 項の規定は、外国旅行の場合の宿泊費及び宿泊手当について準用する。

5 学会参加により学会が推奨するホテルの宿泊費が第 1 項の規定額を超えるとき又は治安状況や安全上の理由により宿泊費が第 1 項の規定額を超えるときは、宿泊地において概ね実質的に宿泊が可能な金額を上限とする。

(転居費)

第 3 3 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その支給については、次の各号に掲げる額による。

- (1) 役職員が赴任する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じて現に支払った額
- (2) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下本条において同じ。)とともに移転又は家族とともに移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日以降に家族を職員の居住地(赴任の後、家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、1 回に限り、前号の規定に準じて算出した額
- (3) 旅行命令権者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前号に規定する回数を増加することができ、増加した場合は当該回数により算出した額

2 削除

3 削除

4 削除

(着後滞在費)

第34条 着後滞在費の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた第32条第1項に規定するの宿泊手当の十日分及び宿泊費定額の十夜分に相当する額による。

(家族移転費)

第35条 家族移転費は、赴任の際、家族を旧居住地から新居住地まで随伴する場合に支給する。

2 前項の規定に該当する場合における家族移転費の額は、赴任を命ぜられた日における家族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

(1) 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の三分の二に相当する額

(2) 十二歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の三分の二に相当する額

(3) 十二歳未満の子については、前号に規定する額の二分の一に相当する額

3 第22条第1項第3号及び第2項の規定は、前二項の規定による家族移転費の額の計算について準用する。

第36条 削除

(渡航雑費)

第37条 渡航雑費の額は、外国旅行に要する雑費として、その額は、旅行者の予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、旅客サービス施設使用料並びに入国税の実費額による。

(死亡手当)

第38条 死亡手当の額は、930,000円とする。

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費。

(退職者等の旅費)

第39条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、次の各号に規定する額による。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から15日以内に出張地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の宿泊手当及び宿泊費を支給する。

イ 出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

第4章 雑則

(依頼出張による旅費)

第40条 職員等以外の者が研究所の依頼により旅行をする場合における旅費の支給については、次の各号に規定する額による。

- (1) 当該職員等以外の者が国家公務員、地方公務員及び団体、会社に所属する職員にあるときは、その者について定められた旅費額。但し、理事長が特に考慮が必要と認められた者については理事長が定める額。
- (2) 当該職員等以外の者が前号以外の者であるときは、その者の学識、経験及び社会的地位等を考慮して理事長が定める額

(旅費の調整)

第41条 理事長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 前項の規定による旅費調整の基準は、次のとおりとする。

- (1) 職員等の職務又は職務の級がさかのぼって変更された場合において、当該職員等が既に行った旅行について旅費の増減を行うことが適当でない認められる場合には、その変更に伴う旅費額の増減は行わないものとする。
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊費を支給することが適当でない場合には、その全額を支給しないものとする。
- (3) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の宿泊費及び宿泊手当を支給することが適当でない場合には、当該療養中の宿泊費及び宿泊手当の2分の1に相当する額を支給しないものとする。
- (4) 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地（新たに採用された職員等については、旧居住地とする。）から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた現に支払った額とする。
- (5) 研究所の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅費のうち研究所の経費以外の経費から支給される旅費に相当する額を支給しないものとする。

3 理事長は、旅行者がこの規程又は旅費に関する他の法律若しくは、研究所の他の規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅行に係る必要な旅費の支給について調整することができる。

(復命書(旅行報告書))

第42条 旅行から戻った者は、復命書(旅行報告書)を旅行命令権者に提出し報告しなければならない。

附 則(平成17年4月1日17規程第34号)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日18規程第9号)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日27規程第70号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月1日規程第7号)
この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則(令和5年8月1日5規程第27号)
この規程は、令和5年8月1日から施行する。ただし、改正後の本規程は、その施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(令和7年4月1日7規程第17号)
この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の本規程は、その施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(令和8年4月1日8規程第19号)
この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の本規程は、その施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日までに出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1 宿泊費（一夜につき）（第18条関係）

| 区分 | 役員 | 職員 |
|----------|---------|---------|
| 埼玉、東京、京都 | 27,000円 | 19,000円 |
| 福岡 | 25,000円 | 18,000円 |
| 千葉 | 24,000円 | 17,000円 |
| 神奈川、新潟 | 22,000円 | 16,000円 |
| 香川 | 21,000円 | 15,800円 |
| 熊本 | 20,000円 | |
| 上記以外の道府県 | 18,000円 | |

転居費精算金額確認書

| | | | | | |
|------|--|----|--|----|--|
| 所属部課 | | 役職 | | 氏名 | |
|------|--|----|--|----|--|

| | | | | | |
|----------------|-----------|----------------------------|--|--|--|
| 新住所 | | | | | |
| 旧住所 | | | | | |
| 転居日（主たる荷物の搬出日） | | | | | |
| 転居方法 | ※該当するものに○ | 引越業者・自家用車・レンタカー・宅配便・その他（ ） | | | |
| 転居形態 | ※該当するものに○ | 単身・同居家族と一緒に | | | |

a. 引越業者利用に係る支払額・見積額

| | | 1社目 | 2社目 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 引越業者名 | | | |
| ① 支払総額・見積総額 | | | |
| 対象外経費 | i) ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木等、個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用 | | |
| | ii) 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用 | | |
| | iii) 荷造、荷解に係る追加費用 ※1 | | |
| | iv) 工事、設置等に係る追加費用 ※2 | | |
| | v) 家具、家電等の購入費及びレンタル料 | | |
| | vi) 家電リサイクル費用、不用品等の回収費用及びハウスクリーニング費用 | | |
| | vii) 荷物を一時保管する場合の追加費用 | | |
| | viii) 値引き、消費税等調整額 | | |
| | ix) その他 | | |
| ② i～ix計 | | | |
| ③ 対象外経費控除後の支払額・見積額（①－②） | | | |
| ④ 最安価の引越業者の支払額・見積額（③のうち最安価額） | | | |
| ⑤ 転居にあたり職員又は家族が他から支給された額 | | | |
| 引越業者利用に係る支給対象額（④－⑤） | | | |

b. a 以外の支払額（転居費支給対象者の移転に要した費用）

| | |
|----------------------------------|--|
| レンタカー代、ガソリン代、高速道路利用料等の運搬に直接かかる費用 | |
| 段ボールやガムテープといった資材購入費用 | |
| 宅配便などの運送料 | |
| その他、転居に際して直接要した費用（対象外経費を除く） | |
| 合計額 | |

a + b = 転居費精算金額 _____ 円

※1 身体の故障等により自力での荷造、荷解ができないと理事長が認めた場合に限り、支給対象とすることができます。

※2 エアコン、暖房器具、ガス器具、洗濯機の取外し・取付け工事費用及び取付けに必須の付帯工事費用については、支給対象となります。

注1) 見積書及び領収書は原本を提出してください。領収書がない場合、支給対象外となります。

注2) 宅配便などの運送料については、発送伝票も必要となります。